

「ネパールにおける現行民事法の現状と今後の立法動向」の紹介

国際協力部教官

横 幕 孝 介

ネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」という。）は、中国とインドという大国の間に位置し、ヒマラヤ山脈で知られる南アジアの国です。ネパールは、2008年5月に王政の廃止と連邦民主共和国制への移行を宣言し、以後、制憲議会によって憲法制定作業を進めるとともに、約150年前に制定された「ムルキ・アイン法典」（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の4分野を包摂する基本法典）の分割・再編纂作業を進めてきました。その中で、JICAは、民法草案の起草や民法解説書の作成支援を実施し、国際協力部も本邦研修を実施するなどして支援に協力してきました。そして、民法草案の起草作業は一応終了し、民法解説書の作成も2013年中には終了する見込みとなりました。

国際協力部では、民法草案起草支援等が一応の目処を迎えたことから、支援の中心として活動されてきた南方暁教授（新潟大学）、木原浩之准教授（亜細亜大学）、松尾弘教授（慶應義塾大学）に、支援の背景・経緯や民法をめぐる諸問題等についての調査を委託しました。ネパールの法制度、特に民法は、宗教や慣習が強く影響し、日本人からは理解するのが難しいところがありますが、今回の調査報告では、法制度やその文化的・歴史的背景、現状がとても分かりやすく丁寧に説明されています。ネパールの法制度に関する文献がそもそも少ない中、本報告はとても貴重なものと言えます。調査にあられた先生方に敬意を表するとともに、日本の多くの方々に、ネパールの法制度について知っていただけたらと思います。